

## 5月市議会臨時会

### 人事議案、報告議案など14件を議決

平成27年第2回市議会臨時会を5月15日(金)に開催しました。新たに就任した議長、副議長ならびに、各常任委員会、議会運営委員会の新しい構成については先月号でお知らせしましたが、臨時会で審議されたその他の内容について改めてお知らせします。

市長から提出された「新居浜港務局の監事の任命について」などの人事議案6件、「新居浜市第2期障がい者計画の策定について」などの報告議案8件について審議を行い、採決の結果、次の議決結果一覧の通り決定しました。



なお、議案の詳しい内容については、

市議会ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

(<http://www.city.niihama.lg.jp/site/gikai/>)



議案番号	件名	議決結果
議案	50 新居浜港務局の監事の任命について (清家伸二氏、寺田政則氏)	同意
	51 瀬戸内運輸株式会社取締役の推薦について (近藤清孝氏)	〃
	52 新居浜港務局委員会の委員の任命について (飯尾啓介氏)	〃
	53 新居浜港務局委員会の委員の任命について (山本健十郎氏)	〃
	54 新居浜市監査委員の選任について (仙波憲一氏)	〃
	55 新居浜市消防委員会の委員の委嘱について (永易英寿氏、佐々木文義氏、近藤司氏)	〃
報告	5 新居浜市第2期障がい者計画の策定について	報告
	6 新居浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について	〃
	7 専決処分した事件の承認について (工事請負契約の変更について)	承認
	8 専決処分した事件の承認について (新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)	〃
	9 専決処分した事件の承認について (新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例)	〃
	10 専決処分した事件の承認について (平成26年度新居浜市一般会計補正予算(第10号))	〃
	11 専決処分した事件の承認について (新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例)	〃
	12 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	報告
	愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 (近藤司氏、加藤喜三男氏)	当選
	農業委員会の委員の推薦について (真木増次郎氏、近藤司氏、加藤喜三男氏、山本健十郎氏)	推薦

議長・副議長就任あいさつ



新居浜工業高卒。市民経済委員長、副議長などを歴任。当選4回 66歳

議会もアイデアを出し

地域創生のビジョンを急ぎ固めたい

伝

統ある新居浜市議会の副議長という大任を拝し、身に余る光栄を感じますと同時に、その責任の重さを痛感いたしております。今後は議長を支え、若い力で元氣な議会運営の実現に誠心誠意努めてまいりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

人口減少対策、地域活性化対策、教育や老朽化したインフラ整備への対策など、今後早急に取り組むべき課題は山積しております。まずはそうした課題に取り組むとともに、「夢・創造の街」新居浜の実現に向け、議長とともに議会の持てる力を十分に発揮できるよう全力で頑張る決意でございます。

以上、簡単ではございますが副議長就任のあいさつとさせていただきます。今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。

新居浜市議会 副議長 伊藤謙司

議

長にご選任いただき、身に余る光栄に感謝いたしますとともに、この責務の重大さに改めまして身の引き締まる思いでございます。今後は議長として市議会が持てる力を十分に発揮できるよう、公正かつ円滑な議会運営に全力で取り組んでまいりますとともに、特に誠実な対話を大切にしたいと思っております。

地方分権改革の進展に伴い、今後、二元代表制の一翼を担う地方議会の役割も一層大きくなってまいりますことから、市民の皆様へ選ばれた議員が、皆様の声を背景に提案・議論を行い、市政を発展させていくことが求められております。私は議長として、常に市民の皆様の幸せを願う「利他の心」を忘れず、今後とも新居浜の将来を見つめた市勢発展のために、議会の果たすべき役割を十分認識し、信頼される議会に向け誠心誠意取り組んでまいります。皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。議長就任のあいさつとさせていただきます。

新居浜市議会 議長 藤田豊治



大阪経済法科大卒。環境建設委員長などを歴任。当選3回 46歳

議会用語の豆知識⑤

▼議長・副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、議会を代表する重要な地位にあり（地方自治法第104条）、会議の主宰者として会議の円滑な運営に努め、議場の秩序を保ち、議事を整理し、議会の事務を処理します。

副議長は、議長が不在のときに議長の職務を行います。

傍聴にお越しく下さい

市議会本会議は公開されており、どなたでも傍聴することができます。また、委員会は委員長の許可を得て傍聴することができます。市議会の活動に身近に触れることができますので、お気軽にお越しく下さい。

本会議の傍聴は、市役所7階の傍聴席入口で傍聴人名簿に所定の事項を記入し、傍聴者席へお入りください。また、委員会のお聴は、6階の議会事務局にお越しただければ、職員がご案内します。

議事課

☎ 65 - 1321  
☎ 65 - 1322